

海老名警察署5月オープン

地上4階・地下1階 市役所の東側

現在、市役所東側に建設中の海老名警察署が5月初旬に開署(予定)します。

海老名市を管轄している警察署は、座間警察署となつていましたが、防犯面などの心配から「海老名市に警察署を」という要望が、市民のみならずから市民意識調査や市長への手紙などで数多く寄せられていました。また市としても、県に対して以前から警察署の設置要望を行ってきました。これを受けて、県では「かながわ新総合計画21」で平成13年度の海老名警察署開署を盛り込みました。

海老名警察署は、去年1月から工事が始まり、外溝工事などすべてが完成するのは、4月になります。住所は「大谷2番地の1」、海老名市全域が管轄区域となります。敷地面積は3356・75平方メートル、のべ床面積は3609・59平方メートル。鉄筋コンクリート造で地上4階・地下1階の建物です。

正式な開署日、詳しい業務内容などは、広報えびな4月15日号でお知らせします。



完成へ急ピッチで工事が進む海老名警察署

(表1)国民年金の加入者は3種類

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業・自由業の方とその配偶者、無職の方、学生、職場に年金制度のない方など	厚生年金・共済組合に加入している方(サラリーマンなど)	厚生年金・共済組合に加入している方の配偶者(サラリーマンの奥さんなど)
保険料の納め方	自分で保険料を納めます	職場で加入している制度から一括して納めます	自分で納める必要はありません。配偶者の加入する制度全体で負担します

※ 任意加入の方(希望で加入する方)……種類は第1号被保険者となります。

- ・ 日本に住む60歳から65歳までの方
- ・ 海外に住む20歳から65歳までの方
- ・ 60歳未満で厚生年金などから老齢(退職)年金を受けている方

(表2) 年金の種類と年金額

基礎年金の種類	年金額(平成12年度)	
老齢基礎年金 (40年間納付した場合)	804,200円(月額67,017円)	
障害基礎年金	1級	1,005,300円(月額83,775円)
	2級	804,200円(月額67,017円)
遺族基礎年金	妻が受けるとき	1,035,600円(月額86,300円)
	子が受けるとき	804,200円(月額67,017円)

(表3)

■請求時の年齢に応じた新旧の減額率

請求時の年齢	請求月から65歳になる月の前月までの月数	新減額率	旧減額率
60歳0カ月~60歳11カ月	60カ月~49カ月	30.0%~24.5%	42.0%
61歳0カ月~61歳11カ月	48カ月~37カ月	24.0%~18.5%	35.0%
62歳0カ月~62歳11カ月	36カ月~25カ月	18.0%~12.5%	28.0%
63歳0カ月~63歳11カ月	24カ月~13カ月	12.0%~6.5%	20.0%
64歳0カ月~64歳11カ月	12カ月~1カ月	6.0%~0.5%	11.0%

線上げ支給…請求時の年齢が1カ月増すごとに減額率が0.5%ずつ低くなる

■申出時の年齢に応じた新旧の増額率

申出時の年齢	65歳になった月から申出月の前月までの月数	新增額率	旧増額率
66歳0カ月~66歳11カ月	12カ月~23カ月	8.4%~16.1%	12.0%
67歳0カ月~67歳11カ月	24カ月~35カ月	16.8%~24.5%	26.0%
68歳0カ月~68歳11カ月	36カ月~47カ月	25.2%~32.9%	43.0%
69歳0カ月~69歳11カ月	48カ月~59カ月	33.6%~41.3%	64.0%
70歳0カ月~	60カ月~	42.0%	88.0%

線下げ支給…申出時の年齢が1カ月増すごとに増額率が0.7%ずつ高くなる

20歳になったら国民年金

制度や加入手続きを2紹介

国民年金は、20歳から60歳までのすべての方が加入して保険料を納めることにより、老後の生活費用や万一の時の経済的な支えを基礎年金として受け取る社会保障制度です。就職や退職・結婚などで加入の仕方が変わり、手続きが必要な場合があります。今回は、国民年金の制度や手続きについてご紹介いたします。

被保険者・基礎年金は3種

国民年金の加入者(被保険者)は、第1号から第3号までの3

原則として65歳で受け取り

60歳までに25年以上、特例も

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間(保険料の免除期間を含む)が25年以上ある方が、原則として65歳になったら受ける年金です。

60歳までに25年の期間を満たせなかった場合には、60歳から65歳までの5年間任意加入することができ、それでも25年の期間を満たすことができない場合は、70歳未満までの特例の任意加入制度もあります。

働き手に先立たれたら…

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の加入中に亡くなった方、また、老齢基礎年金の受給資格のある方が亡くなった場合に、その人によって生計を維持されていた

病気やけがの場合

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中や20歳前に病気やけがをして、年金法で定められた1級または2級の障害者になった場合に支給される年金です。

初診日(病気やけがが初めて医師の診療を受けた日)の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です。

ただし、初診日が平成18年3月までの場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければよいことになっていきます。

25年以上の加入期間には、①厚生年金・共済組合加入期間、

働き手に先立たれたら…

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の加入中に亡くなった方、また、老齢基礎年金の受給資格のある方が亡くなった場合に、その人によって生計を維持されていた

第1号被保険者には独自の給付制度

●付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、1カ月あたり200円で計算された額が老齢基礎年金に加算されます。なお、国民年金基金に加入される方は、付加保険料を納付することはできません。

●寡婦年金

老齢基礎年金を受ける資格のある夫(婚姻期間が10年以上)が亡くなった場合に、妻が60歳から65歳になるまでの間、夫が受けることができず、妻が老齢基礎年金(付加年金は除く)の4分の3が受けられます。

●死亡一時金

死亡月の前月まで第1号被保険者としての保険料を3年以上納めた方が、年金を受けずに亡くなったとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

納め忘れはありませんか

保険料の納付は、受給者の財源となつて基礎年金の制度を支

○免除制度と追納制度

思いがけない病気やけが、失業、営業不振などの理由で保険料を納められないときは、保険料を納められない期間は、免除される場合があります。

○学生納付特例制度

学生本人の所得が133万円以下の場合に、申請することにより国民年金保険料を納めることが10年間延長されます。

学生納付特例を受けた期間は国民年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。ただし、10年の間に納めた場合は、年金額は通常どおり計算されます。

○年金相談のご利用を

市では毎月、第1・3火曜日に年金専門の相談員による相談を開設しています。時間は午前10時から午後3時までです(昼休み時間は除く)。

現況届をお忘れなく

現況届は、年金を受けている方が毎年1回、誕生月に必ず提出するものです。この届出は、年金を引き続き受け取る権利があるかどうかを確認するためのものです。

提出が遅れたり、忘れたりすると、年金の支払いが一時止められるので、注意してください。

なお、用紙は社会保険業務センターから送付されます。

厚木社会保険事務所 223-7171。

4月1日から月単位の率に

老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ見直し

国民年金法施行令等が平成12年6月の改正により、4月1日から国民年金の老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ支給の仕組みが変わります(表3参照)。

繰り上げ(繰り下げ)支給を請求した場合は、受け取る年金額は一定の率で減額(増額)適用。

問 保険年金課 (内437)